

会 議 録

1 会議名

令和元年度 第12回頸城区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 諮問事項（公開）

○大池いこいの森ビジターセンターの廃止について … 資料No.1

○日本自然学習実践センターの廃止について … 資料No.2

(2) その他（公開）

3 開催日時

令和2年2月4日（火）午後6時30分から午後7時30分まで

4 開催場所

頸城コミュニティプラザ 2階 203会議室

5 傍聴人の数

3人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

- ・ 委 員：井部辰男（会長）、関川正平（副会長）、石野敏、上村闈一、笠原昇治、佐藤学、佐野喜治、西巻肇、芳賀芳明、橋本博太、望月博、山本光男、山本誠信、横山一雄（委員16人中14人出席）
- ・ 農村振興課：桐木課長、廣田副課長
- ・ 農林水産整備課：佐藤課長、尾地係長
- ・ 事務局：頸城区総合事務所橋立所長、田村次長、小山市民・生活福祉グループ長、稲田教育・文化グループ長、総務・地域振興グループ武内班長、太田班長、田中主査、古川主任（以下グループ長はG長と表記）

8 発言の内容

【田村次長】

- ・ 会議の開催を宣言

【井部会長】

- ・挨拶

【田村次長】

- ・滝本委員、船木委員の欠席を報告
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・会議録の確認：芳賀委員、橋本委員に依頼

【井部会長】

諮問事項「大池いこいの森ビジターセンターの廃止について」に入る。

(農村振興課桐木課長、廣田副課長、農林水産整備課佐藤課長、尾地係長入室)

【桐木課長】

資料No.1について説明

【井部会長】

委員に質疑等を求める。

【石野委員】

資料にもあったように諮問理由としては、利用者一人当たりの公費投入額が多額になっているという主旨の説明が書いてある。その資料の中には資料No.1の表の下段に利用者一人当たり公費投入額が年度ごとに記載され、平成30年度は1,166円と明記されている。その中で投入額が多額というのは何をもって多額か。ある程度基準になる金額があつてそれを超えているから多額と言われているのか。そういう基準があつたら教えていただきたい。

【桐木課長】

公の施設は、いろんな施設があるが、市の利用料の基準では利用者の負担、つまり貸館等については市が半分補助し、利用者負担が半分で施設を運営していることになる。大池いこいの森ビジターセンターについては、市の補助が50パーセント、利用者が50パーセントに対し、非常にかい離していることから多額という形となっている。

石野委員が言われた通り、2,000円だから多額とか3,000円だから多額という形ではないが、農村振興課が所管している施設の公費投入額から見ると、1,000円台ではあるが、当課の中では多額と判断してこのような文書にさせていただいた。

【石野委員】

基準はないということでしょうか。

【桐木課長】

適正な利用料とはという言い方になると思うが、今申し上げた通り利用者負担で半分、市の負担が半分で運用できていれば適正と考える。しかし利用者負担が少なく、市の負担が大きという形であれば、市の負担は多額になっていると判断している。

【石野委員】

金額の基準がない中で、これは多額という表現をするのがどうしても腑に落ちない。頸城区以外で当然公共施設を廃止するという時に、そこでいくらの投資があったからここでいう多額という評価で、施設を廃止した事例があったら教えていただけないか。

【桐木課長】

多額という形の事例は、手持ちが無いのでお答えできない。

【石野委員】

廃止ありきということで、これを進めてきたのではないという理解でいいか。

【桐木課長】

もちろんである。

【井部会長】

他に質疑等を求める。

【芳賀委員】

今の件に関して、公費投入額と書いてあるが利用者の負担額が書いてないので、これでは判断のしようがない。その辺を教えていただきたい。

【桐木課長】

資料には、利用者の負担額を示していないため判断にはならないと思う。

【芳賀委員】

50パーセント、50パーセントと基準があるわけで、それに対して利用額がいくらかわからないというのはいり得ないのではないか。

【桐木課長】

利用料収入は、宿泊の料金と貸部屋の利用料収入があるので、一概にはお答えできない。

【井部会長】

他に質疑等を求める。

【上村委員】

私どもは、一年間この問題について議論させていただいたが、本日までずっと歯車が噛み合わない感じで過ごしてきたというのが私の印象である。

本日、正式に地域協議会に諮問という形で出てきたので、石野委員や芳賀委員の意見とダブるかもしれないが、この公費一人当たりを多額と判断したというのは、やはり基準があつてしかるべきだと思う。農村振興課の中でなんとなく多額だという判断をするのであれば大変間違っていると思う。

後段で頸城区の住民の生活に及ぼす影響と書いてあるが、ビジターセンターは、頸城の先人たちがいろんな思いで施設を作ったと承知をしている。一人当たりの公費の基準がないというのは、なんとなく部内で高いだろうと思ったという今の答弁は、受け入れることはできないので、正確な数字があつたら教えていただきたい。

【桐木課長】

平成30年度のビジターセンターの実績を見ると、一人当たりの額についての手持ち資料はないが、ビジターセンターの収入、利用料金収入それから指定管理委託料という収入になるが、収入が全体で約900万円。そのうち利用料金収入が200万ということになるので4分の1程度でしかない。50パーセントということから言えば、利用料金収入は全体収入の中の半分を潤していないという形になるのでご理解いただきたい。

【上村委員】

それなら多額の中に、括弧書きで市が要望するのは50パーセントだと。しかしその50パーセントから限りなくかけ離れているのでという文言の方が住民にはわかりやすいと思う。基準が無いのになんとか高いなんてことは決して言ってもらっては困るので、その質問の答えを聞いてわかりましたと言えるものではない。

急激に平成27年から利用者数が減っている。一人当たりの公費の投入額だけ見るとなぜこの時点でそういう話が出てこなかったのか。

【桐木課長】

平成26年、27年の利用者の公費投入額が多額、大きい数字だというのは当時の農村振興課で議論があつたのかもしれない。今回の諮問の中には決してその理由が全てではないが、平成31年度末をもってというのはビジターセンターの補助金の処分

制限期間がちょうど切れるというのが節目になり、31年度末に設定したというのも一つの事実。

処分制限期間が切れた全ての施設を廃止するという話ではないので、諮問理由の中には正式に書き込めなかったという背景がある。

【上村委員】

書き込めなかったというのは理解できない。行政がなぜ諮問理由の中に住民がしつかり受け止められるような表現を使わなかったのか。私どもは1年くらい揉んできて一度も噛み合った経過がないが、最終的には会長に少しお尋ねしながら結論を出していきたいと思う。

【佐野委員】

諮問ということであれば、数値的な根拠をはっきり示してから、地域協議会の意見を聞くことになると思うが、やっとなら4分の1を利用者からもらっているような、それも大雑把な数字である。

前々から数字を見ると利用者数もだんだん下降しているので、あまり良い状況ではなかったということがわかる。それなら途中で、改善の努力をアピールするような機会があったのかもしれないが、なかなか今の話を聞いていると、突然締め切りが迫っているので、何とかお願いしたいような話で正直戸惑っている。

【西巻委員】

大池ビジターセンターというのは、課長は娯楽施設で捉えているのか。それとも教育施設で捉えているのか。

【桐木課長】

大池いこいの森ビジターセンターについては、条例のとおり自然学習の場としての活用となり、学習の場という形の捉え方が大である。

【西巻委員】

先ほどから利用料金収入ということを言われているが、そもそも学習用に運営されてきたものに対して料金収入が上がらないから施設を廃止しますというのはちょっと考え方がおかしいのではないか。これは温泉だとかそういうものに関しては利用がないから廃止するというのは納得できるが、教育施設という見方をしていながら料金収入が上がらないから廃止するとなると学校なども同じ捉え方か。

【桐木課長】

決してそういうことはない。教育の場なので当然、市が利用料金収入だけの判断によって施設を閉じるということは少なくともない。

【西巻委員】

一人当たり1,166円の公費投入額だと年間の教育と考えたら高い金額ではないと思うが、その辺を先ほどから説明は受けているがとても納得できないし、素直にはいと言えるような諮問事項ではないという感じがする。

【桐木課長】

諮問理由については皆様のご指摘があった通り、言われて今気付くというような状態である。西巻委員が言われた通り、自然学習の場として活用されてきた大池ビジターセンターであるが、先の12月、2月の説明の中には環境の担当課から、自然学習の場は市内の代替施設で対応可能という説明を一部させていただいた。そういう細かな文言を今回入れそびれたというのは、こちらの教育の場としての考え方の薄さからなので、決してお金だけで判断したわけではない。

【西巻委員】

代替施設は、たぶん二貫寺の森とか大湊水と森公園などのことを言われているが、自然環境というのはそこにあって初めてその自然環境である。あそこは大湊区の自然環境ではない。大池周辺の里山の自然環境である。それを大湊水と森公園や二貫寺の森で代替えするというのは、教育の観点から全然意味がない。そういう点を科学的に緩和しなければ、ビジターセンターの廃止というのは、現時点では納得いたしかねる。

【井部会長】

他に質疑等を求める。

【芳賀委員】

実績的には26年度から31年度はあまり変わっていない。一人当たりの公費投入額というのは変わっていないが、この間問題意識というのはなかったのか。突然地域協議会に実績が上がらないから切りますという前に、実績が上がらないけれどどうしましょうという問いかけがなぜ無かったのか。

【桐木課長】

これまでも農村振興課等では、もちろん頸城区総合事務所と連携を取り、策は講じてきたと思っている。結果として公費投入額が下がらなかったということはいけなか

ったのかもしれない。お叱りを受けるかもしれないがこれまで大池いこいの森ビジターセンターの利用期間を縮小することによって、基礎的なお金の支出を抑えるという目に見える形で議論して運営日数を下げる努力をしてきた。ただ先ほども申し上げた通り、大池いこいの森ビジターセンターを存続するような形の数字が出せなかったということはお詫び申し上げたい。

【井部会長】

他に質疑等を求める。

それぞれ皆さんからご意見をいただき、今答弁も含めて諮問理由についての説明ができないような状況も見受けられる。そういう面では諮問に対する意見の取りまとめという段階には至らないというのが、今の皆さんの意見を聞いて私としては判断をする。そういう面ではこれは継続をしていくというような取り扱いをさせていただきたいと思うがいかがか。

【上村委員】

今、会長が判断されたように、初めて教育の場だということを農村振興課は認めたわけで教育の場であれば教育の所管課がいるはず。そういう関係課も含めて、我々にわかりやすいような諮問理由を整理されて、事前に会長と相談しながら住民の皆さんが納得するような諮問理由を作って、継続審議ということでよろしくお願ひしたい。

【井部会長】

他に質疑等を求める。

【笠原委員】

平成26年度から4年も5年もかけてほとんど変わっていないが、具体的にどういうふうの説明してきたか現在に至ったのか。

【桐木課長】

今の利用日数の縮減等の話を細かく説明する資料がないので、改めてお答えしたい。

【芳賀委員】

この冬の異常気象でも見られるように、環境破壊が全世界的に問題になっている。こういう時こそ、こういう素晴らしい環境を保存して次の世代に学んでもらう、そういう場をちゃんと確保しておくというのも立派な行政の仕事ではないか。重点をもう少しそちらの方に置いて考えていただきたい。

【井部会長】

皆さんから意見をいただいたが、本日諮問に対する意見を取りまとめるには至らないので、継続審議として次回に協議をしたい。

提案者も是非今の質問にきちんと答えられるように、諮問理由についてもそういう面からきちんと取りまとめをしておいてほしいと要望しておくがいかがか。

【全委員】

了解。

【井部会長】

以上で、大池いこいの森ビジターセンター廃止については諮問に至らず、継続して次回に協議をするということにしたい。

引き続き、諮問事項「日本自然学習実践センターの廃止について」に入る。

【佐藤課長】

資料No.2について説明

【井部会長】

委員に質疑等を求める。

【西巻委員】

教育の場として認めてもらい、代替施設もあると言われたが、何年か前に絶滅しただろうと言われるキノコが実践センターで発見されたというのは皆さん覚えがないか。かつて私たちが子供の時に出ていた物が絶滅して、もう無いだろうと言われたが、それが何年か前に発見され新聞記事にもなっている。

代替が無いという意味も含めて貴重な動植物が存在している。もう一つ特筆すべきことは、独特な生態系を持っているというのが他にはないので、そこを付け加えさせていただく。

【佐藤課長】

その地の環境はその地でなければ学べないものというのは私ども承知している。その地であるがゆえに貴重なものが残っていた。残っているということも承知している。守るべき環境という部分では私どもも異を唱えるものでは無いけれども、一方では公の施設として維持していくということになれば、市民の皆様からお預かりした公費を使いながら施設を管理していくということになるので、そこを総合的に勘案させていただいたということでご理解をいただければと思う。

【井部会長】

他に質疑等を求める。

【西巻委員】

公費の投入はできないというが、その割には最近野球場の話を進めるということで、この間議会報告の中に検討すると。25億円とか40億円とかということで載っていたような気がする。公費の投入というのは、例えば中心地ばかりでも困るだろうし、当然こちらのように場所が悪ければ負担額というのは、多少差が出るものではないか。

絶対ダメなことだと言われると私たちも困るが、不便な所に住んでいる者に関しては除雪費であっても一人当たりかかる金額は頭で割れば突出するのはわかるが、私たちも生活がある。公費投入額が多額と言われると、そこも含めて異を唱えたいところが若干ある。

【佐藤課長】

あくまでも市民の皆様がどこにお住まいであっても公共サービスとして提供する必要があるものは当然あると思っている。西巻委員が言われた除雪であり、道路の維持管理であり、教育も含めてあると思っている。

もう一方では13区にある、市街地にあるという区分けは別としても、その施設として市の今後のことを考えた時にこれからも維持をしていけるのか、いけないのかあるいは少しこれまでの役割について仕切りを入れるのかということは、もう一方では必要だと思っている。

先ほど野球場の話が出たが、たぶんいろんな視点があってスポーツに熱心な方にしてみれば野球場は当然必要だろうという意見もあるだろうし、環境に興味関心をお持ちの方は環境の方が大事、いろんな市民の皆様の意見がある。一つ一つの施設に関してそれぞれの設置目的もあってこれまで行政としては施設の維持管理をしてきたが、多様な市民の皆様の意見を行政として整理をしていく中で、今回諮問をさせていただくに至ったということでご理解いただければと思う。

【井部会長】

他に質疑等を求める。

【芳賀委員】

市として年間373万円のお金が惜しいと。環境と373万円を比較したらお金の方が重要だとこれには書いてあるが、我々はそのように理解してよいのか。

【佐藤課長】

これまでも、日本自然学習実践センターについては、公の施設としての必要性があったからこそ、指定管理委託料という形で市民の皆様からお預かりしたものを施設管理、維持管理に充ててきた。今後長い将来を見ていく中で、今後の有り様について整理をしたというのが実態であるので、370万円が惜しいがために廃止をするのかと言われれば一つの側面ではその通りと申し上げざるを得ないが、総合的に勘案したということでご理解いただきたい。

【芳賀委員】

総合的に自然は無くなっていいということか。

将来、一度失われた自然というのは二度と戻らない。先ほど言われたように貴重種の菌が見つかったと、そういうものも永久に無くなってしまふかもしれないのに、そっちの方はもう市としては認めないということか。

【佐藤課長】

今回の諮問は、公の施設の廃止で、貴重な植物の保護保全に関しては市としてもこれまで環境保全課でやっているし、今日の話も踏まえて環境部局とも調整したいと思うが、施設の役割を閉じるということと貴重種がなくなっていいということはイコールでは考えていないので、種の保存の観点に関しては環境の方とも情報共有をしながら検討してみたいと思う。

【井部会長】

頸城区の住民の生活に及ぼす影響という観点で見えていかがか。

【上村委員】

ビオトープについては頸城区の住民の生活のためにだけあるものではない。この間の連休もキャンプを張っているところの人が来て、それがたまたま頸城区にあつて頸城区から発信するという観点からすると、この頸城区の云々というそれに対して意見を求めるというのは、諮問理由としては不適當だと思う。

頸城区の地域協議会だから頸城区だけわかっているという発想ではないと思う。市民のために頸城区にこういうものがあつてしかるべきか、しかるべきでないかという観点ならまだ議論する余地はあると思う。したがって前段のビクターセンターの話と一緒にこの諮問理由についてはもう少し検討していただきたい。大潟区で上越市の事業として30億円くらい投資された。頸城区では上越市の税収にかなりのウエイトを占める二つの企業がある。これまで元気の出る事業であなた方と議論した時

に噛み合わない中で教育は金なのかという話もあった。頸城区の住民の生活に及ぼす影響の観点からこのビオトープの有無を議論するべきではない。

もう少し頸城区の住民、上越市民にわかるような諮問理由を少し砕いた形でもう一度作り直して、前段の部分では会長に委任したわけで、会長とよく相談をされて、この案件も継続審議でいったらいかがか。

【井部会長】

他に質疑等を求める。

【関川副会長】

上村委員の意見に同感、賛成する。諮問理由そのものが頸城区の住民の生活に及ぼす影響という観点という時点でずれている。

ここに書いてある通り、自然学習の場あるいは自然を守る、後世に自然を残しておくという観点から考えるとずれた諮問理由だと思う。さらに言うなら公費投入額一人当たり云々というのは全然次元が違う話。

そもそも14市町村の大合併、その地域のコミュニティを残していこうということで地域自治区制度を作って、地域協議会を作って、そういう姿勢で臨んできたと私は解釈している。そういう観点でお金がどうこうという目で公の施設の再配置を考えるのは筋が違うのではないか。もうちょっと市民のあるいは地域住民の姿を見て検討して行ってほしいと思う。

【井部会長】

他に質疑等を求める。

【笠原委員】

農村、山間地へ行くほど段々利用人数が少なくなってくるのは当たり前だが、先人たちが3億円もかけて自然学習実践センターを作ったと聞いている。

所管課が真剣に考えている状態であれば、継続審議にしてビオトープの姿を実際見てもらいたいと思う。

【井部会長】

皆さんも既に理解をしているだろうと思うが、諮問はあくまで地域自治区の地域内の重要な事項の公の施設の管理、あり方等に関する事項として頸城区地域協議会に諮問した。そこはご理解いただきたい。

その上に立って、諮問に対する説明を含めて非常に不備があるということで先ほど

は継続にした。この件についても継続でいかざるを得ないと思っている。

【上村委員】

会長が言われたものについては重々承知しているつもりである。今の水族博物館の位置の話が頸城区の諮問にも最初体裁よく上がってきた。これ以上頸城区には聞いていないみたいな判断がされた。頸城区の地域協議会としては、元気の出る事業で一生懸命一年間頑張ってきた。

少なくとも頸城区は人口減少もあるし、子供たちも減っていくし、なんとか頸城区の方に向いてもらって、観光協会を中心としてこの火を消さないように何とかしようという矢先に公費の基準も無いと。そして頸城区の住民の生活に及ぼす影響と言っても、頸城区の住民の生活というのは衣食住だと思う。ビジターセンターがあつて裕福になるということはそんなに無いと思う。そんな次元の低い考え方で先人が残したものを「わかりました、廃止をしてください」というわけにはとてもいかない。

【井部会長】

実践センターについても今ほどの質疑のやり取りを聞いていると、諮問理由に対する説明についてまだ不足しているように思う。そういう面では再度協議をするということで今回は意見の取りまとめに至らないということで、継続をしたいと思うがいか

【全委員】

了解。

【井部会長】

そのように取り扱いをさせていただく。次回については、この後皆さんと協議をして日程調整をしたい。

以上で諮問1、2については継続ということで次回に審議をしていきたい。

(農村振興課桐木課長、廣田副課長、農林水産整備課佐藤課長、尾地係長退出)

【田村次長】

次回の地域協議会の日程は、今ほどいただいた意見や皆さんからの質問の内容を整理して、会長と相談させていただく。

この地域協議会の前段に地域協議会だより編集委員会を開催させていただいた。3月15日発行予定の地域協議会だよりに、4年前同様に地域協議会の活動を振り返つてと題して委員の皆様から4年間の活動の内容や意見、感想を掲載させていただくこ

ととなった。原稿の締め切りは2月21日(金)まで。

【井部会長】

- ・他に質疑等を求めるがなし。
- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

頸城区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL : 025-530-2311 (内線 212)

E-mail : kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。